

船橋市スポーツ推進委員に関する規則

昭和38年2月25日

教育委員会規則第2号

船橋市スポーツ推進委員に関する規則

(平23教委規則11・改称)

(目的)

第1条 この規則は、スポーツ基本法(平成23年法律第78号)第32条第2項の規定に基づくスポーツ推進委員の職務その他スポーツ推進委員に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(平23教委規則11・一部改正)

(職務)

第2条 スポーツ推進委員は、市におけるスポーツの推進に関し次の職務を行う。

- (1) スポーツの推進のための事業の実施に係る連絡調整を行うこと。
- (2) 住民に対するスポーツの実技の指導を行うこと。
- (3) 住民のスポーツ活動の推進のための組織の育成をはかること。
- (4) 教育機関及び関係団体その他行政機関の行うスポーツの行事又は事業に関し協力すること。
- (5) 住民に対し、スポーツについての関心と理解を深めること。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、住民のスポーツの推進のための指導助言を行うこと。

(平23教委規則11・一部改正)

(定数)

第3条 スポーツ推進委員の定数は、200人以内とする。

(昭45教委規則3・昭53教委規則6・昭57教委規則4・平23教委規則11・一部改正)

(任期)

第4条 スポーツ推進委員の任期は、2年とする。ただし、補欠のスポーツ推進委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 教育委員会は、前項の規定にかかわらず特別の理由があるときは、前項の期間中においてもスポーツ推進委員を解任することができる。

3 スポーツ推進委員は、再任することができる。

(平23教委規則11・一部改正)

(服務)

第5条 スポーツ推進委員は、相互に密接に連絡し、協力しなければならない。

2 スポーツ推進委員は、その職務を遂行するに当って法令、条例並びに教育委員会の定める規則及び規程に従わなければならない。

3 スポーツ推進委員は、その職務の信用を傷つけ、又はその職全体の不名誉となるような行為をしてはならない。

(平23教委規則11・一部改正)

(研修)

第6条 スポーツ推進委員は、常にその職務を行ううえに必要な知識及び技術の修得に努めなければならない。

(平23教委規則11・一部改正)

(委任)

第7条 この規則の施行について必要な事項は、教育長が定める。

付 則

この規則は、昭和38年4月1日から施行する。

付 則(昭和42年3月27日教委規則第2号)

この規則は、昭和42年4月1日から施行する。

附 則(昭和45年3月30日教委規則第3号)

この規則は、昭和45年4月1日から施行する。

附 則(昭和53年4月1日教委規則第6号)

この規則は、昭和53年4月1日から施行する。

附 則(昭和57年3月31日教委規則第4号)

この規則は、昭和57年4月1日から施行する。

附 則(平成23年12月26日教委規則第11号)抄

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。